

## ＜TPP 協定の締結に対する著作権法上の措置についての意見＞

2015.10.30

一般社団法人日本写真著作権協会

現在、ご説明いただいている TPP 協定の知的財産分野における著作権関連事項について、写真分野を代表して意見を申し上げます。

まず、全体的には権利の保護強化が中心であり、基本的には各条項の法制化について賛成いたします。特に保護期間が著作者の死後 50 年から 70 年に延長されることについては、著作者団体が連携して要望していた内容でもあり、その実現を歓迎いたします。

次に各項目について意見を述べます。意見を述べる項目は、著作物等の保護期間の延長、著作権侵害罪の一部非親告罪化、法定の損害賠償または追加的な損害賠償に関わる制度整備、以上三点になります。

### ①著作物等の保護期間の延長について

こちらの内容につきましては、冒頭で述べました通り、歓迎いたします。ただし、これに関連する意見が二点あります。

一点目は著作者不明の著作物に対する権利処理制度の必要性についてです。保護期間が延長されることを前提とすると、あきらかに著作者不明の著作物が増加することは確実です。このような著作物の権利処理に関して、裁定制度とは、基本的な考え方を変えた処理の方法も検討されるべきだと考えます。この件については、著作者も連携して取り組む用意がありますので、利用者の方々、そして文化庁の指導と対応のもとに、早急な検討をお願いいたします。

二点目は戦時加算の問題です。ご承知の通り、我が国のみが実質的な戦時加算義務を負っております。これは敗戦国規定であり、戦後 70 年を迎えた現在においては、ふさわしくない規定だと考えます。そのため、二国間協議などの現実的な手段を講じて、この問題を解決することを希望いたします。

### ②著作権侵害罪の一部非親告罪化について

この問題については、写真分野における実質的な訴訟手順において、大きな影響はないと考えますが、コミックマーケットなどへの影響が懸念されておりました。この点については、二次創作等への影響を鑑みて、何らかの対応をとることが適当だと考えます。

例えば、商業的に大きな損害、著作者への大きな不利益をきたす場合を除いて、累犯の

場合においてのみ、非親告罪化を適用する、または、コミックマーケット等を主な対象として考えるならば、複製権の侵害においてのみ、非親告罪を適用するなどの措置をお願いいたします。

### ③法定の損害賠償または追加的な損害賠償に関わる制度整備について

この条項については、TPP 妥結以前にあまり問題視されなかった項目ですが、実際の導入にあたっては、大きな問題があることがわかってきました。それは日本の制度の基本である、実損を補う賠償制度と矛盾する可能性がある、という点です。このような基本理念が異なる制度を導入することによる、制度の混乱について懸念があります。

この点については「法で定める」ことが眼目であり、米国型の懲罰的な損害賠償制度の導入ではなく、実損を法で定めて立証責任を免除するなどの措置によって、現行制度との矛盾を生じないように取り計らわれることを希望いたします。これは追加的な損害賠償についても同様です。導入の範囲は現時点においては、最小であるべきだとも考えております。

### 進捗についてのお願い

以上、三点についてご意見申し上げましたが、最後に今後の進捗についてお願いする事項があります。それは今回の法制基本問題小委員会における検討は、あくまで喫緊な条約対応についてのまとめと、関連する施策についてその方向性を示すものとする事、そして関連する施策については、迅速かつ適切な時間をかけて、また必要に応じた場において議論すべきものであること、このような方向性での進捗を希望しております。

これは今回の制度改正は関連して影響を及ぼす範囲が極めて広く、制度として我が国に定着させるためには、幅広い観点からの議論と大きな制度改革が必要だと考えるからです。

以上、写真分野からの意見とお願いとなります。

ご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

以上